

# 交通事故施療料等請求事件

保険部 小原政幸

# 事案概要

- ◎ 交通事故の被害者である患者への施術をした
- ◎ 加害者と保険契約をしている損保会社が支払い拒否
- ◎ 施術料と支払い拒否に対する精神的苦痛の慰謝料を請求

## 争点 《柔整師側》

- ◎ 特別電療料（TES）請求
- ◎ 冷却材代請求
- ◎ テーピング代請求
- ◎ 湿布代は争わない
  - \* 柔整師は患者と自由診療扱いで合意
  - \* 相当因果関係のある施術についてだけ
  - \* 苦痛を除去し安心してもらう効果あり

## 争点 《柔整師側》

- ◎ 損保会社へ自由診療での請求が出来る
- ◎ 支払を拒んだ事で精神的苦痛を被った為、慰謝料の請求できる

## 争点 《損保側》

- ◎ 被害者との自由診療の合意があっても無用な施術について請求できない
- ◎ 特別電療料（TES）は施術料の対象とならない
- ◎ 湿布・冷却材については当該処置料に含まれる
- ◎ テーピングについては認定項目とされていない。医療行為である。

## 争点 《損保側》

- ◎ 患者との合意があっても支払い義務はない
- ◎ 本件基準を上回る単価での請求は合理性が無い
- ◎ 支払い義務がないのだから支払を拒んだ事に不法行為責任を負わない

## 医学的知見（T E S）

- ◎ 末梢神経損傷による神経原性筋萎縮
  - ◎ 中枢神経損傷による筋力低下予防
  - ◎ 不動、安静臥床による廃用性萎縮の予防
  - ◎ 痙性抑制、排尿障害改善
- \* 廃用性萎縮の予防、筋力増強に限ると、高齢者、リハ意欲が低下している患者、随意的筋収縮が著しく制限されている患者に適應するもの

## 医学的知見（冷却材）

- ◎ 冷湿布と同じく炎症を抑える効果がある
- ◎ 急性期を過ぎた慢性期には患部に温熱療法を加えて血流の改善を図るべき



# 医学的知見（テーピング）

- ◎ 軽度の外傷の処置、補強、強化に効果がある
- ◎ 適応は骨折・捻挫・靭帯損傷が見られる関節、肉離れが見られる筋肉、炎症や断裂が見られる腱である
- ◎ テーピングは**治療行為**に当たる
- ◎ 皮膚への刺激、皮膚炎を起す事もありえる

## 算定基準（施術料）

- ◎ 1日に2種類以上の電気光線療法を行った場合1回算定
- ◎ 冷却材、テーピングは支給基準にない
- ◎ 各都道府県労働局長は各都道府県柔道整復師会と協定を締結（基準となる）
- ◎ 各保険会社毎に算定基準を定めている。**この基準での支払を了承した個々の柔道整復師と協定を締結**

# 判決

- 柔道整復師の施術料を交通事故に基づく損害として請求するためには施術の**必要性・有効性・内容の合理性・期間の相当性・施術料の相当性**の各要件を満たすことが必要である
- 患者の受傷内容と程度に関し医学的見地から行う総合的判断は**医師しか出来ない**
- 医師による治療と同様に**加害者の負担すべき損害とするのは相当ではない**

## 判決（TES）

- ◎ 痛みで動かさないことによる廃用性萎縮を防止するためのTESであればTENSを施術して動かすことによる痛みを除去、抑制を試みたのだから**効果、回復経過を見極め、要否、頻度を検討**してみるべきであるが全期間を通じて施術し続けている。このことから、要否、頻度を**検討しないまま施術を続けた**とみるのが相当で状態改善の**為必要、有効な施術とは認められない**

## 判決（冷却材）

- ◎ 受傷後 3 週間を経ってからでは温熱療法による血流の改善を図るべきとされているが、それ以降も冷却材を渡している。この経過から、患部を冷却する**当否ないし要否、頻度を検討しないまま**施術を続けたと見るのが相当
- ◎ 状態改善の**為必要、有効な施術**であるとまでは**認められない**

## 判決（テーピング）

- ◎ 本件全証拠を検討しても頸椎捻挫の状態改善に効果があるとの医学的知見は認められない
- ◎ 肩部、腰部、大腿部のテーピングは皮膚への刺激、**皮膚炎を生じさせる恐れ**がある。
- ◎ **医師の指示が必要な捻挫、打撲の治療行為**と評価するのが相当であるが医師の指示を受けた様子は伺われない
- ◎ 状態改善のために必要有効な施術とは**認められない**

## 判決（施術料）

- ◎ 患者と自由診療で合意していたと認めるが  
損保会社が了承していたと認められない
- ◎ 患者との**合意が損保会社の支払義務を負う**  
事とはならない
- ◎ 他の交通事故の被害者と比べて特殊、高度  
の施術が必要であった事情は見当たらない
- ◎ 施術料として相当因果関係のあるものは**本**  
**件基準の単価**での施術料と見るのが相当

## 判決（慰謝料・遅延金）

- ◎ 損保会社には自由診療扱いの単価での施術料の支払義務はなく請求は**前提を欠いている**
  - ◎ 民法に定める年5%の遅延損害金には理由があり、その他の部分には**理由がない**
  - ◎ 控訴費用は4 / 3 を損保会社、4 / 1 を柔整師の負担とする
- \* 遅延損害金は本件基準額に対して



(別紙)

施術料金争点整理表

施術料金  
争点整理表

<1> X 分

	被告	原告(船岡中央)	差額
初回処置料	1,070	1,200	130
後療料3ヶ月目まで	1,140	1,200	60
電料料3ヶ月目まで	1,100	1,200	100
後療料4ヶ月目以降	680	840	160
電療料4ヶ月目以降	660	840	180
電療法料4ヶ月目以降	120	140	20
特別電料	算定不可	1,200	1,200
湿布	算定不可	525	525
施術証明書	4,000	5,250	1,250

<2> Y 分

	被告	原告(北船岡)	差額
初回処置料	1,070	1,200	130
後療料4ヶ月目以降	680	800	120
電療料4ヶ月目以降	660	800	140
電療法料4ヶ月目以降	120	150	30
特別電料	算定不可	1,000	1,000
湿布	算定不可	500	500
テーピング	算定不可	1,000	650
施術証明書	4,000	5,250	1,250

<3> Z 分

	被告	原告(北船岡)	差額
初回処置料	1,070	1,200	130
後療料4ヶ月目以降	680	800	120
電療料4ヶ月目以降	660	800	140
電療法料4ヶ月目以降	120	150	30
特別電料	算定不可	1,000	1,000
湿布	算定不可	500	500
テーピング	算定不可	1,000	650
施術証明書	4,000	5,250	1,250